

＝ 配偶者控除と配偶者特別控除(所得税) ＝

配偶者のパート収入	配偶者控除額(万円)	配偶者特別控除額(万円)	合計(万円)
70万円未満	38	38	76
70万円以上 75万円未満	38	33	71
75万円以上 80万円未満	38	28	66
80万円以上 85万円未満	38	23	61
85万円以上 90万円未満	38	18	56
90万円以上 95万円未満	38	13	51
95万円以上100万円未満	38	8	46
100万円以上103万円未満	38	3	41
103万円	38	—	38
103万円以上105万円未満	—	38	38
105万円以上110万円未満	—	36	36
110万円以上115万円未満	—	31	31
115万円以上120万円未満	—	26	26
120万円以上125万円未満	—	21	21
125万円以上130万円未満	—	16	16
130万円以上135万円未満	—	11	11
135万円以上140万円未満	—	6	6
140万円以上141万円未満	—	3	3
141万円以上	—	—	—

すと、所得金額が町県民税(所得割)の非課税限度額(35万円)以下となりますので、町県民税(所得割)はかかりません。

●配偶者控除と配偶者特別控除
夫に収入があり、妻がパートで働く場合を考えると、夫については、次のとおり配偶者控除と配偶者特別控除が受けられます。

妻のパート収入103万円以下であれば、配偶者控除(38万円)が受けられます。

ご注意を

配偶者特別控除は、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えても、141万円未満であれば受けることができます。ただし、夫の合計所得が1千万円(給与収入で約1千230万円)を超える年には受けることができません。

●死亡した人の確定申告
確定申告をしなければならぬ人が、申告をする前に死

国民健康保険税(国保税)の簡易所得申告は住民課で

国民健康保険に加入している世帯は、原則として全ての加入世帯員の収入を申告していただく必要があります。中でも、国保税の簡易所得申告が必要な人は、次のとおりです。

①確定申告及び町県民税の申告を必要としない人

亡した場合に、その相続人が代わってする確定申告を「準確定申告」といいます。

その申告期限は、相続人が死亡の事実を知った日の翌日から4ヵ月を経過した日の前日までで、死亡した人の所轄の税務署に申告書を提出しなければなりません。

例えば、平成15年2月10日に死亡した場合、平成14年分と平成15年分の所得税については、平成15年6月10日までに、確定申告をすることになります。

お忘れにならないよう、ご注意ください。

ご相談・お問合せ

税務課・住民課では、下記の日程で町県民税・国保税の申告の出張会場を設けます。申告方法やその他わかりにくいことなど、お気軽にご相談ください。

熊野町税務課
TEL 820-5603

熊野町住民課
TEL 820-5604

△申告に必要なもの▽
・各所得(収入)金額のわかるもの(源泉徴収票など)・印鑑

△国保税の軽減▽
簡易所得申告をすることによって、国保税が軽減されることもあります。必ず申告してください。

②遺族年金、障害年金、福祉年金を受給している人
③各種扶助料・各種手当などを受給している人
④疫病その他の事情により平成14年中に所得が全くなかった人

②町県民税・国保税申告出張会場日程

対象地区	相談日	会場	時間
初神・新宮	3月3日(月)	東公民館	午前9～12時 午後1～4時
川角・平谷・貴船・石神・神田・柿迫・東山	3月4日(火)	西公民館	
呉地・中溝・萩原・出来庭・城之堀	3月5日(水)	町民会館	

〒736-8505 安芸郡海田町大正町1番13号 ☎ 823-2131(代)

海田税務署は「うらやま」

※税務署へは、公共交通機関をご利用ください。

(海田税務署・熊野町税務課・住民課)

3月10日(月)を過ぎると税務署は大変混み合い、長時間お待ちいただくこととなります。申告書は、自分で正しく記載し、早めに提出するようお願いいたします(郵送でも受け付けます)。